明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○支出官事務規程の一部を改正する省令（**財務**五五）　一
○歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（**同**五六）　九
○日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令（**同**五七）　六
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六一）　三

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**内閣府**一一一）　三五
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件の一部を改正する告示（**経済産業**一五〇）　三五
○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一五一）

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　五四
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
独立行政法人勤労者退職金共済機構令和五事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、令和五事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会裁決関係　八五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○財務省令第五十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、支出官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十八日

財務大臣　鈴木　俊一